

履行確認の不備

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------------|---|--|---|
| <p>岬高等学校</p> | <p>女子トイレ及び美術室換気扇取替修繕について、履行を確認できる書類を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：女子トイレ及び美術室換気扇取替修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年10月5日から同年11月30日まで 2 契約金額：38,500円 3 完了日：令和4年10月11日 4 検査日：令和4年10月11日 | <p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出の命令)</p> <p>第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第40条関係</p> <p>1 支出命令者は、支出負担行為に基づき支出の命令をしようとするときは、財務会計システム等（財務会計システム、物品調達システム及び人事給与福利厚生情報管理システムをいう。以下同じ。）を使用して作成した支出命令伺書に、請求書、支給に関する調書等の必要書類（物品の購入及び修理については、納品又は履行を確認できる書類を含む。）を添付し、これに決裁をしたのち規則第40条に規定する出納員に送付して支出の命令をするものとする。（以下略）</p> </div> | <p>検出事項の原因は、本事案は担当者が修理した事実が一目瞭然であると考えたため、実査で履行を確認して支出命令を行い、決裁者が承認したことによる。</p> <p>今回の指摘を受け、再発防止に向けて、事務室内で、履行の完了届等は必ず必要な書類である旨を確認し合うとともに、仕様書を作成する際は完了届の提出を義務付ける文言を加えることとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月29日）